

【議題 1】京都市歴史的風致維持向上計画（2期） の令和7年度末変更について（報告）



京 都 市

◆ 「歴史的風致維持向上計画」作成マニュアルの改定について

■ R7.12.25 国交省による「歴史的風致維持向上計画」作成マニュアル改定の通知

※歴史的風致維持向上計画認定都市の事務負担軽減を図ることを目的に、「**計画変更**」に係る**留意事項が改定**

◎ 今回の国のマニュアル改定の位置付け

歴史まちづくり法

歴史的風致維持向上計画の変更（**主務省令で定める軽微な変更を除く。**）をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない

省令（文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則）

軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う重点区域の範囲の変更
- 二 前号に掲げるもののほか、歴史的風致維持向上計画の実施に支障がないと主務大臣が認める変更

歴史まちづくり法 運用指針

「歴史的風致維持向上計画の実施に支障がないと主務大臣が認める変更」については、歴史的風致維持向上計画の変更の際に個別の申出があった場合に、**主務大臣が個別具体の事情を勘案して判断することとなる。**

⇒ 具体的内容は「**歴史的風致維持向上計画**」作成マニュアルに規定

今回、計画変更の留意事項について改定が行われた部分。

◎ 歴史的風致維持向上計画の変更に係る法定協議会の意見聴取について ※歴史まちづくり法の一部を抜粋

（歴史的風致維持向上計画の認定）

第五条

6 市町村は、**歴史的風致維持向上計画を作成しようとするときは**、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、第十一条第一項の規定により**協議会が組織され**、又は文化財保護法第九十条第一項若しくは第二項の規定により当該市町村の教育委員会若しくは当該市町村に地方文化財保護審議会が置かれている場合に**あつては、当該協議会**又は地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

（認定を受けた歴史的風致維持向上計画の変更）

第七条 第五条第八項の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、当該認定を受けた**歴史的風致維持向上計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）**をしようとするときは、**主務大臣の認定を受けなければならない。**

2 **第五条第四項から第十一項まで及び前条の規定は、前項の認定について準用する。**

◆ 「歴史的風致維持向上計画」作成マニュアルの改定について

■ 「計画変更」に係る留意事項の改定（改定前後の比較）

 : 改定箇所

【国によるマニュアル改定前】

【国によるマニュアル改定後（現在）】



※ 大幅な変更とは、**計画の根幹に影響する変更**とし、それに該当しないものは「軽微変更」（計画変更の対象外）の扱いとする。【国交省】

◆ 「歴史的風致維持向上計画」作成マニュアルの改定について

■ 令和7年度末における歴史的風致維持向上計画（本市計画）の変更内容との整理

◎ 本市計画の目次 ※青枠は時点修正以外の改訂内容

序章 ⇒ 時点修正	※「時点修正」は軽微変更
第1章 京都市の歴史的風致形成の背景 ⇒ 時点修正	
第2章 京都市の維持向上すべき歴史的風致 ⇒ 指定候補の地図への追加	
第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	
第4章 重点区域の位置及び区域	
第5章 文化財の保存及び活用に関する事項 ⇒ 時点修正	
第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項 ⇒ 事業の追加・変更・削除	
第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針 ⇒ 指定候補の一覧表への追加	
第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項	
資料・図版・写真 リスト ⇒ 時点修正	

◎ 【国によるマニュアル改定後（現在）】（再掲）

引き続き「計画変更」が必要な部分	「軽微変更」として支障がない部分	【本市計画の該当章】
① 計画期間の延伸	該当なし	序章
② 市町村合併に伴う変更	該当なし	第1章
③ 歴史的風致の大幅変更	左記に該当しない変更	第2章
④ 該当なし	歴史的風致の要素（建造物・活動等）の変更	第2章
⑤ 課題・方針の大幅変更	左記に該当しない変更	第3章
⑥ 重点区域の変更	該当なし	第4章
⑦ 国立公園及び国定公園内の事業の追加 事業内容の大幅変更	左記に該当しない変更	第6章
⑧ 該当なし	国の支援措置を活用する場合	第6章
⑨ 指定建造物（候補含む）の削除	左記に該当しない変更	第7章

※ 令和7年度末の変更については、全て軽微変更となるため、法的に意見聴取が不要となりますが、報告対象として御説明します。

◆新たな国の補助事業による歴史的風致維持向上計画の推進

■令和8年度から国が実施予定の補助事業において、本計画の重点区域内で実施される事業が対象となります。

地域の観光資源充実のための環境整備推進事業

令和8年度予算額 4,000百万円  国土交通省 観光庁

事業目的・背景・課題

○地域資源を活用した観光まちづくりを更に推進するためには、地域のストーリーに基づく体験の拠点となる施設等の整備が必要。体験を創出する、又はその価値を高めるために必要な施設や、旅行者がその価値を感じることが出来る街並みの整備等を総合的に支援し、加えて、観光客が回遊するエリアと地域住民の生活圏が重なることによる混乱やトラブルを防止するため、観光客と地域住民の動線を分離する面的な環境整備も支援。旅行者の訪問動機を高め、地方分散を促進し、地域の回遊性や消費額の向上に寄与。

事業内容

面的かつ一体的な環境整備の取組内容

- ①地域資源を活用した観光まちづくりの推進
歴史、食、自然、文化の地域資源を活用した観光まちづくりを推進するための体験の拠点となる施設整備等を支援
- ②歴史的資源を核としたエリア一帯の環境整備
街並みの高質化、観光インフラ整備、建造物の改修等、環境整備のためのビジョン・戦略策定※1、整備効果促進※2等
- ③地域資源の観光活用に係る調査
地域の観光資源の多様な組合せを活用した観光まちづくりを推進するための調査

●地域要件

②は、歴史まちづくり法に基づく、国の認定を受けた歴史まちづくり計画に位置付けられた重点区域に限る（※1については歴史まちづくり計画作成に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村を含む）。

事業スキーム

- ・事業形態：①間接補助事業 ②直接補助事業及び間接補助事業 ③調査事業等
- ・補助率、補助上限：①1/2、最大200百万円、②1/2(※1と※2については10/10、最大10百万円) ③10/10、最大10百万円
- ・補助対象・請負先：地方公共団体、DMO、民間事業者等
(②は歴史まちづくり計画認定自治体内の者等に限る)
- ・事業期間：令和元年度～

事業イメージ



担当課室：①・③観光庁 観光資源課、②国土交通省 都市局公園緑地・景観課

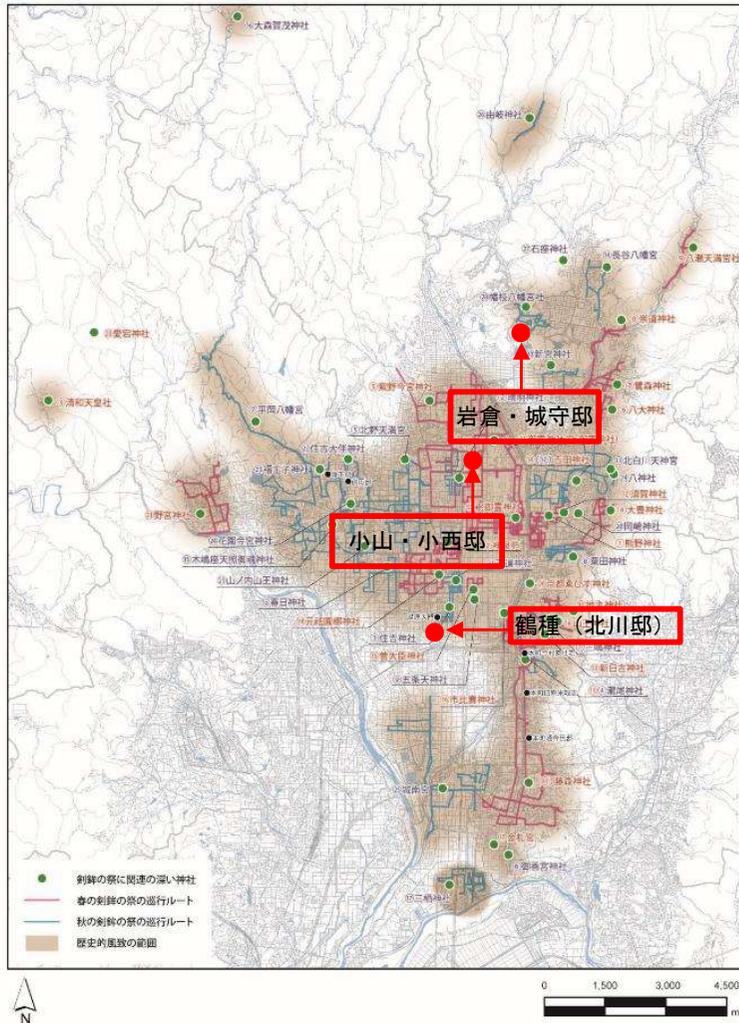
◆令和7年度末における歴史的風致維持向上計画の変更について

■ 第2章 歴史的風致（建造物）の要素の追加 【新旧対照表 P.4～P.14】

2期計画から歴史的風致形成建造物の指定や、事業に対する支援を受ける場合、第2章への記載が必要。

◆ 令和7年度歴史的風致形成建造物候補の追加（計16件）

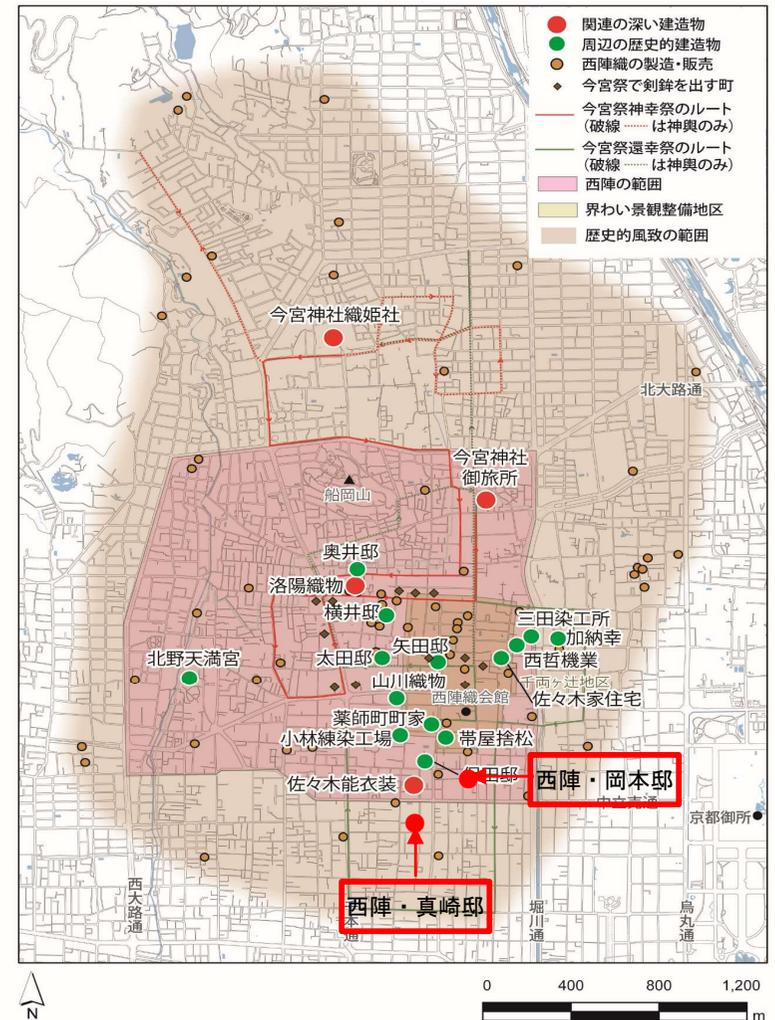
（事例1）



歴史的風致「ハレとケ」

図2-2-10 剣鉾の祭りの祭礼行列のルート

（事例2）



歴史的風致「ものづくり・商い・もてなし」

図2-3-6 西陣織の製造・販売値の分布

■ 第7章 歴史的風致形成建造物指定候補の追加 【新旧対照表 P.43～P.59】

◎歴史的風致形成建造物指定候補一覧 国協議案件 20件（新規追加分）

建物名称	外観写真	建物名称	外観写真
<p>錦天満宮</p> <p>(関連する歴史的風致) ①祈りと信仰 洛陽二十五社</p>		<p>法輪寺</p> <p>(関連する歴史的風致) ①祈りと信仰 東本願寺周辺</p>	
<p>鶴種(北川邸)</p> <p>(関連する歴史的風致) ②ハレとケ 剣鉾の祭 (その他の指定) 個別指定京町家</p>		<p>北観音山町会所</p> <p>(関連する歴史的風致) ②ハレとケ 祇園祭 (その他の指定) 個別指定京町家</p>	
<p>山伏山町会所</p> <p>(関連する歴史的風致) ②ハレとケ 祇園祭 (その他の指定) 個別指定京町家</p>		<p>瀧尾神社</p> <p>(関連する歴史的風致) ②ハレとケ 剣鉾の祭 (その他の指定) 市指定有形文化財</p>	

■ 第7章 歴史的風致形成建造物指定候補の追加 【新旧対照表 P.43～P.59】

■ 歴史的風致形成建造物指定候補一覧 国協議案件 20件（新規追加分）

建物名称	外観写真	建物名称	外観写真
<p>小山・小西邸</p> <p>(関連する歴史的風致) ②ハレとケ 剣鉾の祭</p>		<p>岩倉・城守邸</p> <p>(関連する歴史的風致) ②ハレとケ 剣鉾の祭</p>	
<p>澤井醤油本店</p> <p>(関連する歴史的風致) ②ハレとケ 町家の暮らし (その他の指定) 景観重要建造物 歴史的意匠建造物</p>		<p>西陣・岡本邸</p> <p>(関連する歴史的風致) ③ものづくり・商い・もてなし 西陣織の製造 (その他の指定) 個別指定京町家</p>	
<p>西陣・真崎邸</p> <p>(関連する歴史的風致) ③ものづくり・商い・もてなし 西陣織の製造 (その他の指定) 個別指定京町家</p>		<p>三宅邸</p> <p>(関連する歴史的風致) ③ものづくり・商い・もてなし 呉服問屋 (その他の指定) 個別指定京町家</p>	

■ 第7章 歴史的風致形成建造物指定候補の追加 【新旧対照表 P.43～P.59】

■ 歴史的風致形成建造物指定候補一覧 国協議案件 20件（新規追加分）

建物名称	外観写真	建物名称	外観写真
<p>近又</p> <p>(関連する歴史的風致)</p> <p>③ものづくり・商い・もてなし 錦市場</p> <p>(その他の指定)</p> <p>国登録有形文化財 個別指定京町家</p>		<p>横山邸</p> <p>(関連する歴史的風致)</p> <p>④伝統と文化 古美術商</p> <p>(その他の指定)</p> <p>個別指定京町家</p>	
<p>亀屋伊織</p> <p>(関連する歴史的風致)</p> <p>④伝統と文化 京菓子</p> <p>(その他の指定)</p> <p>歴史的意匠建造物 個別指定京町家</p>		<p>内藤清商店</p> <p>(関連する歴史的風致)</p> <p>④伝統と文化 京菓子</p> <p>(その他の指定)</p> <p>個別指定京町家</p>	
<p>山科・長谷川邸</p> <p>(関連する歴史的風致)</p> <p>⑥京の街道 旧街道</p> <p>(その他の指定)</p> <p>個別指定京町家</p>		<p>竹中邸</p> <p>(関連する歴史的風致)</p> <p>⑥水・土・緑 高瀬川</p> <p>(その他の指定)</p> <p>個別指定京町家</p>	

■ 第7章 歴史的風致形成建造物指定候補の追加 【新旧対照表 P.43～P.59】

■ 歴史的風致形成建造物指定候補一覧 国協議案件 20件（新規追加分）

建物名称	外観写真	建物名称	外観写真
<p>喫茶ソワレ</p> <p>(関連する歴史的風致)</p> <p>⑥水・土・緑 高瀬川</p>		<p>徳岡邸</p> <p>(関連する歴史的風致)</p> <p>⑦水・土・緑 瑞饋祭 (その他の指定) 個別指定京町家</p>	

■ 第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事業

【新旧対照表 P.40～P.42】

※国の新補助創設に伴う新規事業の追加あり。

(1)歴史的建造物の積極的な保全・活用と継承支援

市内に点在する文化財や歴史的な町並み及び建造物を保全することにより、京都の魅力、景観を維持及び向上させてきた。今後もそれらの文化財等を積極的に保全・再生し、次世代へ継承する。

- ①歴史的建造物への技術的・財政的支援
- ②伝統的建造物の防災安全性向上
- ③歴史的建築物の活用・継承支援



(2)歴史的町並みの保全・向上

京都の歴史的な町並みを形成する多くの文化財を核に、町並みに調和した道路修景や無電柱化を行い、歴史的な町並みを活かしたまちづくりを推進する。

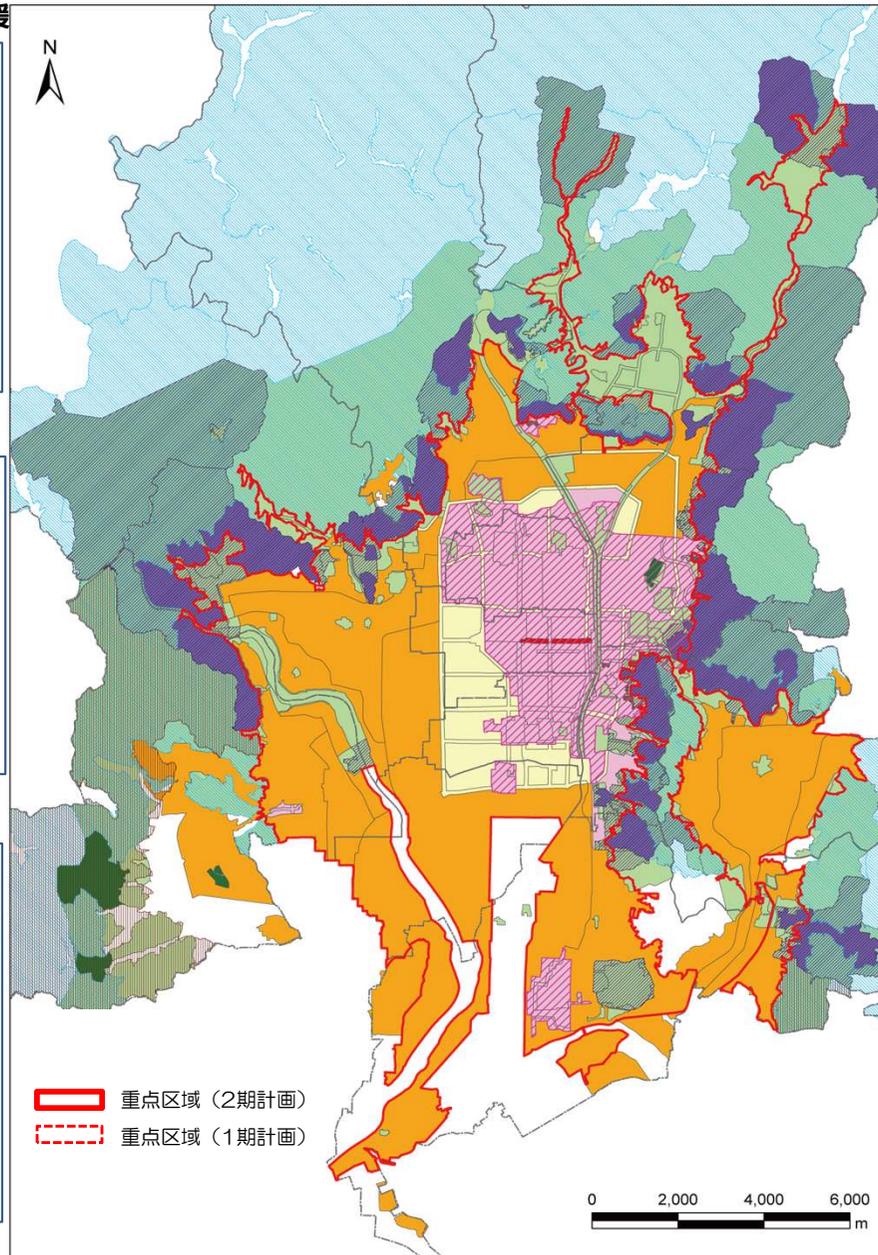
- ①公共空間の整備（無電柱化など）
- ②都市施設の充実
- ③良好な景観の誘導
- ④緑地空間の整備



(3)歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上

新景観政策の更なる進化を図るとともに、交通環境・駐車場等整備を行い、歩いて楽しいまちを実現していくことにより、文化財や歴史的な町並み及びその周辺の景観の向上、人が主役の華やぎあるまちづくりを推進する。また、京都市の歴史・文化を支える森林景観を保全するため、三山の森林再生に取り組む。

- ①新景観政策の推進
- ②安心・安全で快適な歩行空間の創出
- ③森林景観の保全



(4)地域力を活かした歴史まちづくりの取組支援

地域コミュニティを活性化し、歴史や文化等の地域の特徴を活かした住民主体のまちづくり活動を活発にする。

- ①地域住民主体の景観・歴史まちづくりの取組支援
- ②歴史都市京都における密集市街地、細街路の防災まちづくりの取組推進

(5)文化芸術・伝統産業の継承・後継者の育成

京都の優れた文化芸術や伝統産業を将来に向けて更に振興し、京都のまちを、より一層魅力に満ちた文化芸術都市にすることを目指した取組を進めている。

- ①保存と活用の社会・経済における好循環の創出
- ②担い手・支え手の確保
- ③新たなイノベーションの創出



(6)市民生活と調和した観光政策の推進

市民の安心・安全、地域文化の継承を最重要視した市民生活と観光の調和に向けて、地域や事業者と協力し、地域の実情に応じた取り組みを進める。

- ①観光客分散化等混雑対応
- ②観光客マナー向上の取組

(7)その他歴史的風致の維持及び向上に寄与する事業

- ①まちの活性化、魅力の発信
- ②国内外への京都の魅力発信



◆ 歴史的風致維持向上計画の令和7年度末の変更について

■ 歴史的風致維持向上計画の変更に関するスケジュール

【令和7年度】

令和8年2月 京都府及び国協議

3月 軽微変更（予定）

（参考）

今後の京都市歴史まちづくり推進会議のスケジュール

<令和8年度>

■ 第1回会議（5月頃）

- ・ 第6章掲載事業の令和7年度進捗評価【意見聴取】
- ・ 歴史的風致維持向上計画（第2期）の中間評価【意見聴取】
- ・ 歴史的風致形成建造物指定【意見聴取】

■ 第2回会議（2月頃）

- ・ 歴史的風致維持向上計画の変更 ※「計画変更」の項目を【意見聴取】
- ・ 歴史的風致形成建造物指定【意見聴取】

<令和9年度>

■ 第1回会議（5月頃）

- ・ 第6章掲載事業の令和8年度進捗評価【意見聴取】 ←
- ・ 歴史的風致形成建造物指定【意見聴取】

■ 第2回会議（2月頃）

- ・ 歴まち計画の変更 ※「計画変更」の項目を【意見聴取】
- ・ 歴史的風致形成建造物指定に係る意見聴取

今年度末の変更で第6章に新たに追加する事業は令和8年度から開始の事業となるため令和9年度の第1回会議において進捗評価の意見聴取予定

